

下半期

予算執行状況

令和2年度の予算執行状況（令和3年3月末現在）をお知らせします。

一般会計予算額は、補正予算を加えて120億4,524万円。歳出の執行率は91.0%です。一般会計の科目ごとの執行状況と、特別会計・企業会計の執行状況は下の表とグラフのとおりとなっています。

☎ 企画財政課財政係（2階②番窓口） ☎ 0224-53-2112

① 一般会計の状況（歳入・歳出）

歳入		
区分	予算額	収入済額
町税	29億6,662万円	28億5,831万円
地方交付税	16億4,468万円	16億9,093万円
国庫支出金	39億71万円	36億5,220万円
町債	13億7,780万円	2億6,560万円
繰入金	1億7,445万円	1億7,445万円
県支出金	6億9,149万円	5億6,911万円
地方消費税交付金	5億1,910万円	5億1,919万円
諸収入	2億2,936万円	2億4,853万円
分担金及び支出金	7,521万円	7,497万円
使用料及び手数料	1億583万円	1億392万円
その他	3億5,999万円	3億6,455万円
歳入合計	120億4,524万円	105億2,176万円

執行率グラフ		
区分	執行率	
町税	96.4%	
地方交付税	102.8%	
国庫支出金	93.6%	
町債	19.3%	
繰入金	100.0%	
県支出金	82.3%	
地方消費税交付金	100.0%	
諸収入	108.4%	
分担金及び負担金	99.7%	
使用料及び手数料	98.2%	
その他	101.3%	
歳入合計	87.4%	

歳出		
区分	予算額	支出済額
民生費	35億3,045万円	33億9,168万円
総務費	34億8,611万円	33億4,832万円
教育費	14億8,094万円	9億4,627万円
衛生費	11億4,236万円	10億8,740万円
土木費	9億82万円	7億6,823万円
公債費	4億5,218万円	4億5,171万円
消防費	3億2,801万円	3億1,140万円
商工費	4億7,888万円	4億3,791万円
農林水産業費	1億2,475万円	1億760万円
災害復旧費	200万円	0万円
その他	1億1,874万円	1億1,647万円
歳出合計	120億4,524万円	109億6,699万円

執行率グラフ		
区分	執行率	
民生費	96.1%	
総務費	96.1%	
教育費	63.9%	
衛生費	95.2%	
土木費	85.3%	
公債費	99.9%	
消防費	94.9%	
商工費	91.4%	
農林水産業費	86.3%	
災害復旧費	0%	
その他	98.1%	
歳出合計	91.0%	

② 特別会計・企業会計の状況（歳出）

■ 特別会計

区分	予算額	支出済額	執行率
国民健康保険	20億2,382万円	18億5,558万円	91.7%
後期高齢者医療	2億8,077万円	2億7,068万円	96.4%
介護保険	13億9,739万円	12億6,058万円	90.2%
地方卸売市場事業	351万円	249万円	70.9%
仙南夜間初期急患センター事業	3,907万円	3,222万円	82.5%

■ 企業会計

区分	予算額	支出済額	執行率
水道事業	6億4,457万円	6億305万円	93.6%
公共下水道事業	5億7,922万円	5億5,273万円	95.4%

水道週間(6月1日～7日)

生活も

ウイルス予防も

蛇口から



出典(公社)日本水道協会

今年も6月1日から7日まで水道週間が実施されます。日ごろの生活のなかで無くてはならない水道水ですが、使うまでは多くの人々のさまざまな手間がかけて供給されています。ぜひこの機会に水道の大切さと大河原町の水道について考えてみませんか。

災害に備えて

東日本大震災からちょうど10年が経過しました。当時、地震や津波によって水をきれいにする浄水場や水を運ぶ水道管が著しい被害を受け、水道が使用できない断水が各地で起こりました。

今年に入ってからは、2月13日に福島県沖を震源とする最大震度5強を計測した地震の影響により、水道管の破損による断水

や、給水設備の故障による漏水も町内各地で発生しました。

災害が起きてても、私たちの生活を支える大切な水を止めないよう浄水場や水道管を地震に強いものに造り替えるなど、水道づくりに関わる人々は日々努力を続けております。大河原町でも町の道路などに埋設されている古い水道管を毎年計画的に交換し、災害に強い水道づくりを目指しています。

ご家庭に安全・安心な水道水をお届けするために

水道水の安全性を守るため、大河原町では毎月町内4か所で水質検査を行っています。

水質に関する基準は、水道法に定められた飲料水としての水質基準に適合しなければならず、各ご家庭の蛇口から出る水を厳しく検査しています。

水道設備の維持管理

水道関係の設備は地下に埋まっている管も蛇口もお客様の所有物となります。

安全な水道を使う上でご自宅の水道設備の維持管理は欠かせませんので、ご理解ご協力をお願いいたします。

☆漏水がおこったとき

漏水を発見したときは町に登録のある水道業者(表①)に修理をご依頼ください。

(費用はお客様負担となります。登録のない業者は修理等ができませんのでご留意願います。)

※漏水箇所や状況によっては水道料及び下水道使用料の減免を受けることができます。

詳しい内容につきましては、上下水道課(☎53-2116)にご相談ください。

表① 大河原町給水装置指定店(町内業者のみ)

事業所名	電話番号
いこい住設(株)	0224-52-2161
(株)さくら設備	0224-53-2510
(有)高木設備工業	0224-53-2868
瀬古設備	0224-53-4679
丸和サンテック(株)	0224-53-3511
(株)枡建設	0224-52-2172
(有)イ・エム・エック	0224-52-8730
(株)タカヤ	0224-52-3320
鈴木工務店	0224-52-0476
佐々木設備	0224-86-4380

水抜栓を操作するときの注意点

ご家庭においての凍結防止策や漏水時の一時止めなどのために水抜栓があります。



水 抜 栓

①水抜栓の役割

メータボックス内に水道メータと一緒に設置されているハンドル状のもの

が「水抜栓」です。ここで蛇口までの間の水道管の水を抜くことで、冬季の外気温低下による宅内水道管の凍結を防ぐ役割があります。また、蛇口のパッキン交換や漏水工事の際の一時止めにも使用されます。

②操作方法

水抜栓を操作する場合には、「あける(左)」「しめる(右)」のどちらとも、ハンドルが完全に止まるまで回してください。回している途中はハンドル部分より水が流れるしくみになっていきます(水抜きのため)が、ハンドルを完全に止まるまで回すことにより、その水も止まるようになっていきます。操作の後はハンドルから水が流れていないか十分にご確認ください。操作が不完全だと水漏れの状態が続くことになり、水道料に影響が出る場合がありますのでご注意ください。

水道事業の運営

水道事業は、皆様から納入していただく水道料金で運営される独立採算が原則の事業です。そのため、料金の未納があると水道事業運営に重大な支障をきたすこととなります。

多くの人が利用できるよう、また、納入者との公平性を保つためにも、「3ヶ月分未納者」を対象に給水の停止を実施し、初期段階の未納状況で納入を促しています。水道の安定した供給の維持のため、ご理解をお願いします。